

横浜国立大学教育学部附属学校の今後の在り方について

(答申)

令和5年3月

横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会

目 次

1	はじめに	1
2	横浜国立大学教育学部附属学校の沿革	2
3	検討にあたって	3
(1)	検討にあたっての基本的な考え方	3
(2)	検討の経緯	3
4	検討内容	4
	これからの本学附属学校の果たす役割	4
①	実践的・先導的な教育課題の研究テーマについて	4
②	児童生徒の学校生活上の充実への対応について	6
③	教職員の働き方改革への対応について	7
④	学校生活について	8
5	「本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方」の実現に向けた課題	9
①	<u>本学附属学校がその役割を十分に果たすための大学による適切なガバナンスの必要性</u>	9
ア	本学附属学校人事に関する事項	11
イ	本学ビジョンを実現するために求める人物像の明示に関する事項	12
②	<u>本学附属学校職員の働き方改革に関する事項</u>	12
ア	労務上の課題（超過勤務への対応）について	13
イ	今後の部活動について	13
ウ	入試業務の見直しについて	14
エ	教員以外の専門職・外部人材の活用	14
③	<u>学級数・学級定員に関する事項</u>	15
④	<u>教育実習に関する事項</u>	15
⑤	<u>施設の老朽化への対応に関する事項</u>	16
6	本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方及び今後の本学附属学校 が果たすべき役割と改善方策について	17
(1)	本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方について	17
(2)	今後の本学附属学校の果たすべき役割と改善方策について	18
①	鎌倉地区	18
②	横浜地区	20
○	諮問文	24
○	委員会設置要項	25
○	横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会開催経過	26
○	横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会名簿	27

巻末資料

横浜国立大学

学長 梅原 出 様

横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会（以下、「在り方検討委員会」）は、横浜国立大学学長から、横浜国立大学教育学部附属学校（以下、「本学附属学校」）の現状と課題を踏まえ、本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方及び今後の本学附属学校が果たすべき役割と改善方策について諮問がなされました。それについて7回の会議を開催して協議し、以下の通り意見を集約しましたので、「答申」として提出いたします。

横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会

委員長 笠原 陽子

横浜国立大学教育学部附属学校の今後の在り方について

（答 申）

1 はじめに

国立大学附属学校の使命・役割については、国立学校設置法施行規則第27条（昭和39年改正、平成16年廃止）、「国立大学附属学校の新たな活用方策等に関する検討のとりまとめ（平成21年）」「国立教員養成大学・学部・大学院・附属学校の改革に関する有識者会議報告書（平成29年）」（以下、報告書）等を踏まえて、「1 実験的・先導的な学校教育」、「2 教育実習の実施」、「3 大学・学部における教育に関する研究への協力」の3点で整理されているところである。

平成29年8月に出された報告書の「はじめ」において、「教員需要の減少期にあっても、国立教員養成大学・学部は、その教員養成・研修機能を強化して引き続き我が国の教員養成において中心的な役割を果たし、教員養成の質の向上を先導する使命を担っていくべきである」との考えが示されている。その観点から、国立大学附属学校についての課題として、①在り方や役割の見直し ②大学との連携 ③地域との連携 ④成果の還元 ⑤附属学校の規模等の見直しの5点が挙げられている。

これまでも、国立大学附属学校についてその役割や機能に関して様々な議論がなされているところであるが、少子化の急速な進展、教員養成学部における教員志望者の減少、教員採用試験倍率の低下と連鎖的に課題が肥大化する状況は待たないであり、国立大学附属学校の機能強化・特色の明確化が求められていると言える。

横浜国立大学教育学部が、教員養成において歴史と伝統を有しており、同時に、本学附属学校の果たしてきた役割も大きいことを前提としつつも、今後の社会の急激な変化や複雑化へ対応

しさらに発展させて行くために、本学附属学校の置かれている現状を踏まえながらも未来志向で、その在り方、役割について検討することが本在り方検討委員会の役割・使命であると捉えている。

2 横浜国立大学教育学部附属学校の沿革

本学附属学校5校の沿革を振り返ると、明治・大正・昭和・平成・令和にわたる長い歴史の積み重ねが、現在を形成していることが明らかである。歴史の流れと共に、幾多の変遷はあるが、附属学校としての伝統と創造の精神は、今日も脈々と引き継がれており、教育界における研究推進の役割を果たしている。

(附属鎌倉小学校)

- ・明治8年 3月 横浜師範学校として開校
- ・明治25年 3月 所在地を横浜市から鎌倉市へ移転
- ・明治37年 4月 神奈川県師範学校附属小学校と校名改称
- ・昭和24年 5月 横浜国立大学学芸学部神奈川師範学校男子部附属小学校と校名改称
- ・昭和41年 4月 横浜国立大学教育学部附属鎌倉小学校と校名改称

附属鎌倉小学校では附属中学校との小中一貫教育を目指した教育研究に取り組む。併せてユネスコスクールに認定されている。(附属鎌倉中学校も同様)

(附属横浜小学校)

- ・明治43年 4月 神奈川県女子師範学校附属小学校として開校
- ・昭和2年 4月 所在地を横浜市西区岡野町から横浜市中区立野へ移転
- ・昭和22年 4月 神奈川師範女子部附属小学校と校名改称
- ・昭和24年 4月 横浜国立大学学芸学部附属横浜小学校と校名改称
- ・昭和41年 4月 横浜国立大学教育学部附属横浜小学校と校名改称

附属横浜小学校は、生活総合と総合単元学習を核として「自立的に学び、共に生きる社会を創る」をテーマに掲げた授業研究に取り組む。また、昭和58年から帰国児童を受け入れて、多文化共生教育の推進に取り組む。

(附属鎌倉中学校)

- ・昭和22年 4月 神奈川師範学校男子部附属中学校として開校
- ・昭和24年 5月 横浜国立大学学芸学部神奈川師範学校男子部附属中学校と校名改称
- ・昭和41年 4月 横浜国立大学教育学部附属鎌倉中学校と校名改称

附属鎌倉中学校は、附属鎌倉小学校と連携して小中一貫を目指した研究に取り組む。また、総合的な学習の時間 LIFE として探究的な学びの実践に取り組む。(ユネスコスクール)

(附属横浜中学校)

- ・昭和22年 5月 神奈川師範学校女子部附属中学校として開校

- ・昭和 24 年 6 月 横浜国立大学神奈川師範学校横浜中学校と校名改称
- ・昭和 26 年 4 月 横浜国立大学学芸学部附属横浜中学校と校名改称
- ・昭和 41 年 4 月 横浜国立大学教育学部附属横浜中学校と校名改称

附属横浜中学校は、平成 19 年に神奈川県立光陵高等学校と連携型中高一貫教育の推進に取り組む。(i-ハーベスト発表会など探究的な学びについて発信) 授業研究の推進と成果の全国発信に取り組む。

(附属特別支援学校)

- ・昭和 48 年 4 月 附属横浜小学校、同中学校に特殊学級を設置
- ・昭和 54 年 4 月 横浜国立大学教育学部附属養護学校として開校
- ・昭和 55 年 9 月 所在地を横浜市中区立野から横浜市南区大岡に移転
- ・平成 19 年 4 月 横浜国立大学教育人間科学部附属特別支援学校と校名改称
- ・平成 28 年 4 月 横浜国立大学教育学部附属特別支援学校と校名改称

附属特別支援学校は、本校及び地域、附属学校内の個別最適な学びへの取組、地域のインクルーシブ教育推進に資する研究と人材育成に取り組む。

3 検討にあたって

(1) 検討にあたっての基本的な考え方

在り方検討委員会では、中長期を展望した、これからの本学附属学校の在り方について検討を進める上で、学長から諮問された事項を踏まえて、次の 5 つの基本的な考え方に留意し、多面的かつ横断的・総合的に検討を進めることとした。

- 1 本学 5 附属学校の教育の質の向上 (児童生徒にとって)
- 2 持続可能な共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育、ESD、多文化共生等を視野に入れた学校の再構築
- 3 学校の組織力・教職員の指導力・研究力の向上 (組織の在り方・人事・労務面)
- 4 安全で質の高い教育の提供を図る教育の諸条件の整備 (児童生徒にとって)
(校舎等の改修・改築など教育財源の活用について)
- 5 横浜国立大学のミッションにふさわしい本学附属学校の在り方
(横浜国立大学、地域等と連携することで生み出される附属学校としての在り方)

(2) 検討の経緯

在り方検討委員会は、令和 4 年 6 月 17 日 (金) に第 1 回の委員会を開催し、令和 5 年 3 月 22 日 (水) までに 7 回にわたる協議を行った。本在り方検討委員会は、大学事務局が作成した検討のコンセプト¹等をもとに、国立大学附属学校の現状と課題²認識について理解を

¹ 「横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会における検討のコンセプトについて」 巻末資料

² 横浜国立大学教育学部附属学校の現状と課題 巻末資料

深めた上で検討協議を行った。

また、学校の現地視察（5校）を実施して施設・設備の状況を確認するとともに、校長をはじめとする管理職等と直接話しをする機会を設け、本学附属学校の実情と課題の把握に努めた。（視察に関しては、令和4年8月に横浜小・中学校と特別支援学校を、9月に鎌倉小・中学校の2校を訪問した）

さらに、令和4年8月に、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員養成企画室小畑室長から、国立大学附属学校の現状・課題と本学附属学校に期待すること等について行政説明を受け、国立大学附属学校を取り巻く現状等について理解を深めることができた。

こうした検討と並行して、令和4年7月13日（水）から令和4年7月25日（月）までの13日間にわたって、ステイクホルダー（教育学部、教育学研究科及び本学附属学校教職員）からの意見聴取³を実施した。結果、教育学部・教育学研究科からは36%（34名/94名）、本学附属学校からは57%（71名/125名）の回答を得た。

また、大学ホームページにおいて令和4年12月5日（月）から令和5年1月6日（金）までの33日間にわたって、「答申の骨子」に対する意見を広く募集し、34名から意見をいただいた。

本在り方検討委員会は、これら様々な機会を通じた検討協議の場から得られた情報を基に、次に示す「4 検討内容」で検討を進めることとした。

4 検討内容

これからの本学附属学校の果たす役割

① 実践的・先導的な教育課題の研究テーマについて

先に示した報告書において、国立大学附属学校についての課題として

「大学と連携し、実験的・先導的な教育課題への取組の成果の普及が不十分な学校や、独自の関心に基づく教育・研究への意識が強いあまり、地域の公立学校に対するモデル的な取組が不十分」「附属学校園の研究・実践成果について、公立学校等において実際に活用された事例を把握しているのは30大学（68.2%）及び183校園（70.4%）である一方、教育委員会側は19教委（30.2%）しか把握していない。多くの附属学校が研究成果を研究紀要等の形でまとめて教育委員会等に提供しているが、研究テーマ自体が汎用性に欠けるものや、記述が詳細である一方でポイントが端的にわかりやすくなっていないものなど、地域の公立学校にとって活用しにくいものが多い現状がある。結果として、附属学校の教員がかかる膨大な労力と時間の割に、その研究成果が地域や全国で十分に生かされていない」といった指摘がなされている。

本学附属学校においてはどのような状況にあるかと言えば、各学校において今日的な教

³ ステイクホルダーへの意見聴取項目 巻末資料

育課題をはじめとして、学校の特色を踏まえた様々なテーマを掲げて継続的に研究に取り組んでいる⁴。

例えば、附属横浜中学校においては、この間の学校研究として、「GIGA スクールを実現する」「資質・能力の高まりを支える学習評価」「学びに向かう力」を育む授業事例集」「深い学び」へと導く授業事例集」「学びをつなぐ・ひらく」カリキュラム・デザイン」といった今日的課題をテーマとした実践研究に取り組み、県内外へ広くその成果の普及を図っている。

また、教育学部・大学院教育学研究科と附属学校の連携⁵については、令和3年度は7件、令和2年度は7件、令和元年度は10件といった状況である。分野は多岐に渡っており、例えば、「メタ認知を促す理科授業デザインに関する研究」（横小）、「小学校プログラミング教育」（鎌小）、「国際バカロレアの教育を生かした美術教育の研究」（横中、鎌中）等である。

報告書に示された国立大学附属学校の課題が全て、本学附属学校に当てはまるものではないにしても、本在り方検討委員会においても、「附属学校だから『挑戦』の価値があり、公立学校ではできないことを仕掛けていくことで地域における存在価値を高めることになり、地域に附属学校があって良かったという附属の存在意義にも繋がるものである」といった意見や、「形にとらわれることなく、実験的・先導的、そしてモデル的な新しい附属学校として再構築しない限りは存在意義を今や掲げることはできない」といった意見も出された。

そこで改めて、今後に繋げるために「実験的・先導的」「モデルとなる」ということについて、以下のような視点から検討を行った。

- 「現代的教育課題へ挑戦する」を実現するため
 - ・地域と教育課程を共有、地域を巻き込みながらの活動モデルづくり
 - ・地域、神奈川県課題解決への示唆となるようなテーマ
 - ・大学、教職大学院と連携した研究（大学のリソースを活用）
- 少人数教育の教育的効果、ESD、インクルーシブな学校開発、県・市町村教育課題へ対応するために

(共通)

- ・少人数学級を取り入れることで、エビデンスに基づく日常的な効果の検証

(鎌倉地区)

⁴ 横浜地区と鎌倉地区とで、研究における役割が多少異なるところがある。横浜地区に関しては、今日的な課題に対応し、文部科学省の調査官等と連携し全国に研究成果を発信、鎌倉地区は神奈川県教育委員会、県内市町村と連携し、地域的な課題への対応や教員研修の場としての役割を果たしている。

⁵ 教育学部・大学院教育学研究科と附属学校の連携 巻末資料

- ・ユネスコスクールの指定を受けていることから、持続可能な開発目標に対する教育課題の実践、可能性について
- ・小・中学校が同じ敷地にある立地を生かした小中一貫教育の在り方について

(横浜地区)

- ・横浜地区（附属横浜小学校、附属横浜中学校、附属特別支援学校）にあるメリットを活かした実践

② 児童生徒の学校生活上の充実への対応について

本学附属学校においても、公立学校と同様に、いじめの問題をはじめとして、不登校児童生徒、支援を必要とする児童生徒が一定数在籍することによる生徒指導上の課題が山積している。学校視察の際にも学校長等から、校内体制や指導する教員側の課題等についての説明があった。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職の配置や特別支援教育相談コーディネーターの配置、校内の支援体制の構築といった点からも児童生徒の学校生活への安心・安全を確保することの難しさが指摘されていた。

さらには、学校施設の老朽化等による事故⁶や、教育活動を実施する上での不便さ⁷といった、喫緊に対応が迫られる課題も指摘された。

上記のような課題だけでなく、児童生徒が充実した学校生活を送るための教育活動の充実、外国につながるの児童生徒への指導・支援や家庭への支援についても、欠かせない点であることも意見として出された。

こうしたことから、以下のような視点から検討を行った。

○少人数学級の実施

- ・国際的な学級規模での良質な教育の実践

○教育相談機能の充実

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した仕組みの構築
- ・特別支援教育コーディネーターの配置

○安全で安心して学べる教育環境の充実

- ・老朽化施設への対応
- ・本学附属中学校における学校給食の整備

○先進的な教育実践の担い手として

- ・創造・共生社会を担う次世代人材の育成

⁶ 鎌倉中学校では壁が突然剥がれ、駐車していた職員の車に落下したという事故があった。幸い、生徒や職員にけがはなかった。

⁷ 横浜小学校では、構造的な面からの使いづらさ、横浜中学校は建物そのものが国の登録有形文化財であるといった点が指摘されている。

③ 教職員の働き方改革への対応について

先に示した報告書においても、教員の働き方改革について以下のような記述がみられる。具体的には、

○教員の多忙化として、「平成26年に公表された「OECD国際教員指導環境調査」(TALIS)では、日本の中学校における教員の1週間当たりの勤務時間は参加国・地域中最長である。また、平成29年4月に文部科学省が公表した「教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)」においても、教員の長時間勤務の実態が明らかとなった。国立大学附属学校においても、各学校の管理職及びその他の教職員がそれぞれ勤務時間について改めて意識を持って勤務する取組と併せて、学校の業務改善のための施策を講じること等が求められる。」とある。

さらに、緊急に対応すべきこととして

○教員の働き方改革のモデル提示

・「国立大学附属学校や各大学あるいはその連合組織は、率先して勤務時間管理を行うとともに、文部科学省において検討が進められている学校における働き方改革についての状況も踏まえつつ、業務改善に関する好事例を蓄積し、その効果や具体的な取組方法等のモデルをエビデンスに基づいてわかりやすく全国の学校に示すこと。国は、その促進のための措置を検討すること。」とある。

働き方改革が喫緊の課題であり早急に対応が求められることを踏まえ、本在り方検討委員会においても、働き方改革に関する協議について一定の時間を取って協議し、改めて本学附属学校における人事・労務面での現状・課題の大きさ、困難さについての認識を共有した。

本学5附属学校間の状況の差もあるが、その中でも、

- ・人事異動(交流人事)について
- ・傷病休者に代わる人員の確保について
- ・附属学校の役割、意義、必要性に対する教員間の認識の差について
- ・特定の教科における(県・市に教員数が少ない)人事異動が困難な状況について
- ・教育実習指導、教育実践研究、入試業務等といった業務による負担について
- ・教員の配置数に関しては公立学校と変わらない状況について
- ・部活動等における超過勤務に関する問題等への対応状況について

といった点をはじめとして、今後、適切な労働条件を確保・保障し、業務遂行における効率化、労働時間の管理の柔軟な運用等、大きく舵を切っていく必要があることを踏まえて、以下のような視点から検討を行った。

○多様な人材の登用

- ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）⁸等の活用により教員と多様な人材の連携による学校教育活動の充実と働き方改革の実現
- ・ニーズにあった教員の派遣
- 標準の教職員定数より若干多くの教員を配置するなどの工夫
 - ・主幹教諭の増員
 - ・少人数教育の実施
 - ・教育の質の確保と教職員の業務負担軽減
- 入試業務の見直し
 - ・内容の見直し（最低限の入学選考、抽選を重視）
 - ・新たな仕組みを導入することによる中学校入試の廃止
- 働き方の見直し
 - ・教育課程の改善、学校行事の精選、部活動の外部委託化等

④ 学校生活について

「本校の使命及び学校目標を具現化するために、職員が一丸となって創造的かつ実践的に、そして楽しく教育活動に取り組んでいきたいと考えています。これまでの本校の歴史と伝統の上に立ちつつ、社会の変化に伴って教育の場として要請されている諸課題を真摯に受け止め、創造的かつ実践的に附属小学校ならではの新しい学校の在り方を提言していきます。」

これは本学附属横浜小学校のホームページにある学校教育目標の冒頭の文章である。他の本学附属学校のホームページにも同様に、自校の児童生徒にとって充実した学校生活を送るための基本的な考え方が示されている。こうした目標を実現するために、今後は、③で指摘した働き方改革と不可分の関係にあることから、以下のような視点から検討を行った。

- 部活動の在り方の見直し
 - ・部活動の外部委託化
 - ・活動日、活動時間の見直し
 - ・外部指導者の活用
 - ・保護者が中心となって設立する団体の活用
- 教育活動への保護者・地域の参加
 - ・コミュニティ・スクールの組織との協働による教育活動の活性化等

⑤ 教育実習への対応について

⁸ 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）プリントの準備や採点、電話対応、新型コロナウイルス対策の消毒作業などを行う。教員免許は不要で、国が人件費の3分の1を支払い、残りを都道府県や政令市が負担する。（文部科学省）

教育実習に関しては、国立大学附属学校の使命・役割の3つの内のひとつに位置付けられており、その重要性についてここで改めて述べるまでもないことである。ただし、③の働き方改革の中で指摘したように、業務としての負担感が指摘されている状況である。

そこで、今後に向けて、以下の視点から検討を行った。

○学部・大学院、附属学校が一体となった教育実習の実施

5 「本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方」の実現に向けた課題

上記4で示した内容を検討する中で、改めて、諮問にある「本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方」について答申を取りまとめるにあたり、答申を実質的なものとするために解決が必要な課題が明らかになった。

ここで指摘する課題に関しては、解決が容易でないこと、一定の時間を要することも十分に想定している。しかし、先にも記したが、本学附属学校が、歴史の流れと共に、幾多の変遷はあるが、教育界における研究推進の役割を果たしてきた事実を重く受け止め、その歴史に新たな足跡を残せる体制・環境整備にできるだけ迅速に取り組むことが、今後の教育界全体に及ぼす影響は大きいと、在り方検討委員会委員の全員一致した見解である。

従って、横浜国立大学においては、この機会を逃して本学附属学校の未来という歴史を創ることは、現状を維持するよりも困難なことであることを認識していただき、是非とも、課題に向き合い、その解決に向け全学体制で取り組むことで、持続可能な教育の場としての本学附属学校の再建に努めていただくことを強く望むものである。

そこで、以下に、解決が必要と判断した課題について、その理由と解決に向けた方向性を示すこととする。

① 本学附属学校がその役割を十分に果たすための大学による適切なガバナンス⁹の必要性

本学附属学校は、横浜国立大学教育学部附属小学校・中学校校則及び横浜国立大学教育学部附属特別支援学校校則（いずれも横浜国立大学学則（平成16年規則第201号）第8条）にその設置の根拠がある。そして、小学校・中学校校則第1条の2において「附属小・中学校は、教育基本法及び学校教育法に基づいて義務教育として行われる普通教育を施し、かつ、教育の理論と実際に関する研究及びその実証をするとともに、横浜国立大学（以下「本学」という。）学生の教育実習の実施に当たることを目的とする。」、特別支援学校校則第2条において「本校は、学校教育法第72条に規定する特別支援学校教育の対象者（主として知的障害者）に対して、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授け、併せて、横浜国立

⁹ 「国立教員養成大学・学部・大学院・附属学校の改革に関する有識者会議報告書（H29年）」の（7）国立大学附属学校についての課題 ②大学との連携 においても指摘されている。

大学教育学部及び横浜国立大学大学院教育学研究科(以下「学部等」という。)における児童・生徒の教育に関する研究に協力し、学部等学生の教育実習の実施に当たることを目的とする。」とその設置目的が示されている。

本学附属学校は、この設置目的に基づき、地域や児童生徒の状況、時代の要請等を踏まえ、自主的・自立的に学校経営を行ってきた。聞くところによると、その取り組みについて「大学と本学附属学校との間にはそれぞれ干渉しあわないという暗黙の了解があった」という見解が一部ではあるとのことである。とは言え、学校の主体性・自立性を担保して教育活動が行われていたことが、結果として、これまで本学5附属学校で取り組んできた数多くの研究の成果として、広くその価値を認められていることであり、重要なことである。

しかしながら、この主体性・自立性という言葉が隠れ蓑になって、学校組織として十分に機能していない状況に対して、大学として適切に判断し、運営がなされるような働きかけが行われていたのかと疑問視せざるを得ない状況も、今回の検討を通じて明らかになった。

横浜国立大学規則集 第7編 教育学部 第5章 附属学校の中に、「横浜国立大学教育学部附属学校部」という組織が位置付けられており、この組織については規則¹⁰で以下のように整理されている。(一部抜粋)

(目的)

第2条 横浜国立大学教育学部(以下「本学部」という。)に、本学部と各附属学校及び附属学校相互間の連携を強化し、連絡調整を図るとともに、附属学校における教育・研究を推進するために、附属学校部を置く。

附属学校部に、次の各号に掲げる事項を検討するため、附属学校部委員会を置く。

- (1) 附属学校の連絡調整に関すること。
- (2) 附属学校の教育及び研究の推進に関すること。
- (3) 附属学校部及び附属学校に係る規則に関すること。
- (4) 附属学校における教育実習計画の策定に係る協力に関すること。
- (5) 附属学校部及び附属学校の施設設備に関すること。
- (6) 附属学校教員の各教育委員会との人事交流に関すること。
- (7) 附属学校の児童生徒の健康及び安全に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、附属学校部に関する重要な事項

(附属学校部委員会の組織)

第6条 附属学校部委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 附属学校部長
- (2) 附属学校部副部長
- (3) 附属学校長
- (4) 附属学校副校長
- (5) その他附属学校部長が指名する者 若干名

¹⁰ 横浜国立大学教育学部附属学校部規則 卷末資料

とあり、平成29年4月1日から施行されている。

目的に示されているのは、本学部と附属、附属間との連携強化、連絡調整と附属学校における教育・研究を推進するために、附属学校部を置くことである。

つまり、この附属学校部は本学5附属学校における様々な課題等について協議し、解決に向けた話し合いが行われる場であり、そうした機能を有した組織として位置づけられていると言える。しかしながら、繰り返しになるが、ステイクホルダーからの意見聴取や本学5附属学校への学校訪問の際の管理職等からの説明、さらには本在り方検討委員会の協議においても、この附属学校部を支える教育学部本体、さらに言えば大学本体の本学附属学校に対する認識が果たして共有されていたのかと疑問視せざるを得ない状況であった。

具体的な内容についてこの後述べることとし、まずは、ガバナンスの強化として、体制の見直しを求める。

その際、本学附属学校が来るべき時代の中でその役割を果たすことを考えたとき、横浜国立大学が持つリソース、ポテンシャルを十分に活用して新たな附属学校の創造と教育活動の質の担保、充実を目指すならば、選択肢として大学附属とすることもあり得ると考える。今後は、幅広い視野に立ってどのような体制が求められるか、そしてその際、重要なことは、大学附属であっても教育学部附属であっても、従来通り、本学附属学校の主体性・自主性を担保したうえで、その役割を果たすために適切な学校運営がなされるために、透明・公正かつ迅速な意思決定が行われるよう工夫・改善を求める。

次に、具体的な内容についてである。

ア 本学附属学校人事に関する事項

服務に関する地域学校と附属学校との違いについては、設置者が異なることから当然あって然るべきではあるが、前提として、事前の周知と納得があってのことである。現実には、人事異動に際し、本学附属学校へ教員を派遣する自治体によっては、異動にあたっての説明が十分でない状況があるのも事実である。本学附属学校への異動の理由、役割や身分上の位置づけ、給与、福利厚生等について説明が十分でないことによる不安感、モチベーションの低下等、ステイクホルダーからの意見聴取の中で繰り返し指摘されている。その状況をステイクホルダーは「突然、人事異動を言い渡され、退職願を書かされ、長い時間をかけて通勤している職員もいる」と表現している。

併せて、全国的に教員の質と量の両面での確保が大変困難な状況の中で、いかに持続可能な交流人事を可能とするかについては、大学、各自治体双方にとって重要な点である。特に確保の難しい教科、さらには、産休育休代替や疾病者代替の制度の充実等についても対応が求められるところである。

こうした状況については、附属学校部としても認識しており、改善に向けた取り組みに着手したところである¹¹。

¹¹ 神奈川県教育委員会と横浜市教育委員会において、不安感等の解消を図ることを目的として、本学附

そこで、今後は、大学として県教育委員会等と緊密に連携をとり双方にとってメリットある人事を行うべきである。本学附属学校にとって、これまで以上に、意欲と能力のある教員を継続的に確保することが、今後の本学附属学校の発展に欠かすことができないと同時に、このことも大学によるガバナンスの強化の方針として明確に示すべきである。

イ 本学ビジョンを実現するために求める人物像の明示に関する事項

アの人事に関する事項とも関連することであるが、今後、横浜国立大学(教育学部)として本学附属学校教員としてどのような人材を求めているかということについて明確に示す必要がある。そのためには、まずは、横浜国立大学(教育学部)としてのビジョンが示されるべきである。

第2回在り方検討委員会に提出された「横浜国立大学教育学部ミッション」(別紙)¹²には、「地域との強固な連携を基盤に、地域の教育ニーズ、課題に対応できる高度な教員養成を推進し、学部・大学院・附属学校が一体となって大学の知を地域に循環させる」とある。このことを実現するためには、どのような人材が必要なのか、そうしたことが人事異動の際に示されることが重要である。

併せて、学校では児童生徒の多様性を重視した取り組みが求められており、これから向かう時代はダイバーシティ&インクルージョンの視点は不可欠であると考えられる。従って、指導にあたる教員集団においてもその視点が不可欠であることを明確に示す必要がある。

以上、本学附属学校がその役割を十分に果たすための大学による適切なガバナンスの必要性に関しては、以下の3点について課題解決を図ることを求める。

- ・体制の見直し、その際には、透明・公正かつ迅速な意思決定が行われる工夫・改善
- ・大学として県教育委員会等と緊密に連携をとり双方にとってメリットある人事
- ・ダイバーシティ&インクルージョンの視点を踏まえた本学ビジョンを実現するために求める人物像の明示

② 本学附属学校職員の働き方改革に関する事項

このことに関しては、先にも述べたが、適切な労働条件を確保・保障し、業務遂行における効率化、労働時間の管理の柔軟な運用等、大きく舵を切っていく必要がある。その際、働き方改革に繋げるために解決を図らなければならないことは様々ある中で、ア：労務上の課題(超過勤務への対応)について、イ：今後の部活動について、ウ：入試業務の見直しについて、エ：教員以外の専門職や外部人材の活用の4点に絞って述べる。

属学校との給与等の比較表を作成し、人事異動の際の活用が始まった。

¹² 「横浜国立大学教育学部ミッション」(別紙) 巻末資料

ア 労務上の課題（超過勤務への対応）について

本学附属学校教員の勤務の適用法令は、一般の労働法（労働基準法、労働安全衛生法）を適用し、勤務時間は、特例により1年単位の変形労働時間を適用している。本学附属学校には、公立学校にはない業務（教育実習指導、教育実践研究、入試業務）があるため、業務そのものを公立学校と比較すると、過度の負担が生じている。こうした状況に対応するために、年の変形労働制に加えて、超過勤務手当の支給により対応している現状がある。具体的な超過勤務の実態を直近の令和4年度実績（4月～6月の合計）で見ると、附属鎌倉小学校は727時間、附属鎌倉中学校は1,349時間、附属横浜小学校は1,059時間、附属横浜中学校は1,310時間、附属特別支援学校は522時間、5附属学校合計で4,967時間に上っている。超過勤務の主な理由は、年度初め業務、行事準備、部活動（中学校）である。

ステイクホルダーの意見聴取では、大変厳しい意見が散見された。本在り方検討委員会としては、先に述べたように、適切な労働条件を確保・保障し、業務遂行における効率化、労働時間の管理の柔軟な運用等を引き続き求めるものである。

その際、超過勤務手当の対象は、附属学校の使命とも関連し「普通教育」「教育研究」「教育実習」に係る内容とし、特に中学校の部活動に関しては、公立学校での「特殊業務手当」と同等の内容とすることが望ましい。

併せて、超過勤務については校長が命令すべきものであることから、本学附属学校における校長の職務権限に関し、副校長との職務整理が必要である。

イ 今後の部活動について

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）（概要版）¹³には、部活動の意義として、（以下、概要版の一部を引用）

○生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。

○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。と整理されている。一方で、課題として、

○近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。

○競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。

○地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

そのうえで、今後の方向性として、

○まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする

○目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途

○平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、

¹³ 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）（概要版）巻末資料

- 地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
 - 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進 ※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識
- と示されたところである。

本在り方検討委員会でも上記の内容を踏まえ、それぞれの委員の立場から意見が出された。生徒にとっての教育的価値の側面と深刻な教員の業務負担の側面とで、意見が拮抗した。併せて、外部委託に関しては、持続可能であるということをもどのような仕組みとして整理できるかという点で、大学組織の活用や同窓会、保護者の協力といった視点も出されたが、以下の結論に達した。

本在り方検討委員会としては、働き方改革の視点から「教員の負担をなくす」ことを基本的前提とし、外部委託の方向性が望ましいとする。

その際、すでに本学附属横浜中学校では部活動の外部委託の方向が示されており、その取り組みを本学附属鎌倉中学校と共有し、それぞれの地域性さらには持続可能な仕組みとして整理することを基本としつつ、足並みをそろえての対応とすべきである。

ウ 入試業務の見直しについて

このことに関しては、働き方改革の視点と今後の本学附属学校が目指す方向性の視点から議論がなされた。本在り方検討委員会としては、入学試験に関しても、働き方改革の視点から「教員の負担をなくす」ことを基本的前提とし、業務の軽減・精選を図る方向性が望ましいとする。

従って、業務委託ができるものは委託をするなど、確実に教員の負担軽減につながる具体的な対応を図ることを望む。そのうえで、今後の本学附属学校の在り方の方向性が決定した段階で、そのコンセプトにふさわしい入学者選抜の在り方の見直しを図ることを要望しておく。

エ 教員以外の専門職・外部人材の活用

このことに関しても、児童生徒が抱える様々な課題に対して迅速にかつ適切に対応するといった視点や、地域・社会のニーズを踏まえた実践や研究を進めていくために多様な児童生徒を支援するために継続的に配置するといった問題とも関連している。従って、教員の働き方改革の視点から「教員の負担をなくす」ことを基本前提として、教員の業務を明確化、重点化し、教員以外の者ができる業務は他の職種の者が担うなどワークシェアリングを進めて行くべきである。

その際、学校における相談体制の充実が急務であることを考えると、ケース会議等

が円滑行われるために、特別支援教育コーディネーターの配置、さらには専門職としてのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの適切な配置が求められる。

また、これからの学校は地域との協働・連携は不可欠であることから、コミュニティ・スクール的な仕組みを導入する等、積極的に外部のリソースを学校に取り入れることで教育活動の活性化を図ることが重要である。

③ 学級数・学級定員に関する事項

1 学級あたりの児童生徒数については、教育の質の保証、教員の長時間勤務・業務量等多くの問題と関連していることについて、ステイクホルダーからの意見聴取でも指摘があった。今回の諮問にある「本学附属学校が持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方、果たすべき役割」を実現するには、少なくとも、附属学校として求められる先導的な教育実践と教員の働き方改革を同時に追求していくことが重要な鍵になると考える。

そうした観点から、学級数・学級定員に関しての見直しは必要である。

具体的には、学級の定員については、国際比較の中で日本の平均学級規模が大きいことから、OECD の平均並みに 20 人程度とすることが望ましい。

学級数に関しては、次のような報道がなされた（令和 5 年 2 月 6 日）¹⁴ こともあり、本学附属学校の学級数に関しては、教員養成に対する政策的需要が周期的に変動することなどを踏まえて、慎重に考える必要がある。（報道文一部引用）

「文部科学省が 2025 年度から、最短 2 年で小中学校などの教員免許を取得できる教職課程を 4 年制大学に新設する方針を固めた。従来短大の教職課程で得られる「2 種免許」を特例的に 4 年制大学にも拡大するもので、留学などを経験した多様な人材を教員として確保する狙いがある。」としている。

ただし、現在、本学附属鎌倉小学校 3 クラス、中学校 4 クラスとばらつきがあることは、今後の本学附属学校の在り方に応じた見直しを行うべきである。

④ 教育実習に関する事項

「1 はじめに」、でも触れたが、平成 29 年 8 月に出された報告書において、「教員需要の減少期にあっても、国立教員養成大学・学部は、その教員養成・研修機能を強化して引き続き我が国の教員養成において中心的な役割を果たし、教員養成の質の向上を先導する使命を担っていくべきである」との考えが示されている。さらに、先般、『令和の日本型学校教育』を担う 教師の養成・採用・研修等の在り方について ～「新たな教師の学び

¹⁴ 教員免許、2 年で取得可能に 短大向け制度を 4 年制へ拡大—文科省：時事ドットコム (jiji.com)
<https://www.jiji.com/jc/article?k=2023020601103&g=soc>

の姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）¹⁵」が令和4年12月19日中央教育審議会から出された。その中で、次のような記載がある。

「全ての学生が一律に、教職課程の終盤に教育実習を履修する形式を改め、取得を目指す免許状の学校種の違い等も考慮しつつ、それぞれの学生の状況に応じた柔軟な履修形式が認められるべきである。

具体的には、短期集中型の従来の履修スタイルに加え、通年で決まった曜日などに実施する教育実習や、早い段階から「学校体験活動」を経験し、教育実習の一部と代替する方法なども想定される。また、異なる学年の学生が同時に参加する形を取ることで、上級生がメンターとしての役割を担うようにする等の工夫を行うことも考えられる。いずれも、現行制度上で可能であり、各大学の創意工夫により、教職科目と学校現場の教育実践を相互に関連付けながら学びを深める取組を進めることが重要である。」

繰り返しになるが、国立大学附属学校の使命・役割に教育実習の実施が位置付けられている以上、上記の答申で示された内容は今後、その実現へ向けての対応が求められるところである。

こうしたことを前提としつつ、改めて、今後の教育実習に関しては、「教員になりたい人材」を増やしていくことができる仕組みであることが重要である。現在は、附属学校教員の情熱によって支えられているが、今後は、質の充実を図りながら、ある程度時間内で進められるような新しい形の教育実習の方法を模索していく必要がある。具体的には、教材研究の方法、指導教官による指導の在り方、研究授業実施に至るまでのプロセス等、教職大学院とも連携しながら取り組みを進めることを望む。

⑤ 施設の老朽化への対応に関する事項

このことについては、児童生徒、教職員の安心・安全のために、本学附属学校の今後の在り方に合わせて、施設に関する整備計画等を作成し、計画的に改善をしていくべきである。とは言え、緊急を要するものもあることから、早急な対応が望まれる。

このことに関しては、ステイクホルダーの意見聴取の中でも、「附属鎌倉中学校においては、壁の落下等の危険に対して応急処置で済まされており、抜本的な対策がなされていないのは周知の事実です」と記載がされており、二次被害が起きる前に抜本的対策を講じる必要がある。

以上、5点にわたって、解決が必要と判断した課題について、その理由と解決に向けた方向性を示した。次の6で示す「本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方

¹⁵ 『令和の日本型学校教育』を担う 教師の養成・採用・研修等の在り方について ～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申） 巻末資料

及び今後の本学附属学校が果たすべき役割と改善方策について」を実質的なものとするためにも、具体的な取り組みの第一歩を早急に踏み出すことを期待するものである。

6 本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方及び今後の本学附属学校が果たすべき役割と改善方策について

国立大学附属学校の使命・在り方に関する議論は過ぎ去った過去の問題ではなく、議論され始めた時から今日まで一貫して問われ続けてきている問題である。つまり、この問題が附属学校としての根本的・基本的なものであり、改めて、今日的な新しい観点と方法によって解決が求められている。その際、直面している問題について、これまでどのような問題点や課題が取り上げられ議論されてきたのかということ抜きに、今後を語ることはできないと考える。

ここに示した、本在り方検討委員会としての見解もまた、これまで本学附属学校において議論され、試行錯誤してきた経緯の延長線上にあり、その在り方、役割、改善方策については、今後の社会の急激な変化や複雑化へ対応し、さらには発展させていく「持続可能な共生社会の実現」という観点に立ってのものである。

こうした観点からの議論を経て、本在り方検討委員会が出した結論は、以下のとおりである。

5 附属学校間で役割を棲み分け、5 附属学校総体として、その役割の遂行に努める。

鎌倉地区（附属鎌倉小学校、附属鎌倉中学校）は、
地域に寄与するモデル校として、

『持続可能な社会創生に向けた小中一貫教育による附属学校』
— 9年間を見通したカリキュラムの創造と実践 —

横浜地区（附属横浜小学校、附属横浜中学校、附属特別支援学校）は、
地域の旗艦校、国のモデル校として

共生社会創生に向けたインクルーシブ教育による附属学校
— 障がいの有無、外国にルーツのある児童生徒等を包摂する教育の実践 —

(1) 本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方について

「5 附属学校間で役割を棲み分け、5 附属学校総体として」という考え方についてであるが、当初は「5 附属学校パッケージ」という言葉を用いていた。「パッケージ」という言葉からは、「ひとまとまり」とか「一体的」といった印象が強いと言える。ここでは、一つの方向に集約するというイメージではなく、5 附属学校それぞれの強みや歴史性、地域性を踏まえた取り組みを大事にしながら、今後の社会の在り方を見据え、5 附属学校相互間の連携・協働により、より幅広い教育的成果や効果を目指すことを表す言葉として使用したもの

である。

参考としたのは、「附属鎌倉中学校の新たな取り組み」(教育デザイン研究 第6号(2015年))と題する当時の附属鎌倉中学校福田幸男校長による寄稿文¹⁶にある記述である。(引用文内の下線は本在り方検討委員会)

「(略) 横浜国立大学の第二期中期目標・中期計画においても、①附属学校の「設置趣旨に基づく本来の役割」、②附属学校の「新たな活用方策」が掲げられている。附属学校の運営を預かる者としては、附属学校の設置趣旨を十分に踏まえた活動をこれまで以上に充実すると共に、②の「新たな活用方策」に積極的に取り組む姿勢を学内外に示す必要性を強く感じている。その「新たな活用方策」については、(i) 国の教育政策の推進に寄与する拠点校、(ii) 地域の教育に寄与するモデル校が例示としてあげられる。

前者については、研究開発学校制度等を活用しての教育課程や指導法についての先導的・実験的研究の提案や、文部科学省、国立教育政策研究所等との連携協力の推進等が対象となる。後者については、地域の教育の資質・能力の向上をはかるために、地域の教育界との連携協力を進める手続き等が対象となる。附属鎌倉中学校としては、前者に関しては、これまでも、また現在も教職員一体となって取り組んできたという自負はあるが将来にわたってトップランナーとしての役割を果たさなければならないとは考えてはいない。むしろ、5附属学校間で、ある意味での役割の「棲み分け」を行い、5附属学校の総体で、国の教育政策の推進に寄与する役割を果たす方向性が望ましいと考えている(略)」

とある。ここに記載されている下線部分の記述にある、「棲み分け」と「総体」という言葉が「パッケージ」という言葉に置き換えられると捉えた。「棲み分け」とは、5附属学校それぞれが有する資源や実績を基に果たすべき役割があること、「総体」とは、そもそも5附属学校は横浜国立大学教育学部の附属学校として一体であるという、最も基本的かつ根本的な認識であり、これからの持続化可能な共生社会の実現に向けての本学5附属学校の在り方であるという認識に至った。

(2) 今後の本学附属学校の果たすべき役割と改善方策について

鎌倉地区(附属鎌倉小学校、附属鎌倉中学校)と横浜地区(附属横浜小学校、附属横浜中学校、附属特別支援学校)の二つに分けることで、それぞれの地区の役割を明確にし、5附属学校間での棲み分けと5附属学校間総体という在り方をより明確にした。

① 鎌倉地区

附属鎌倉小学校と附属鎌倉中学校では現在、小中一貫教育を目指して教育研究に取り組んでいることは、「2 横浜国立大学教育学部附属学校の沿革」において確認することができる。

¹⁶ 「附属鎌倉中学校の新たな取り組み」(教育デザイン研究 第6号(2015年)) 巻末資料

この小中一貫教育に関しては、(1)で引用した「附属鎌倉中学校の新たな取り組み」(福田2015)に次のような記述がある。

「(略) 過去においては、小・中学校の校長が兼務であった時代もあった。その後、小・中がそれぞれの校長を迎え、かつ、それぞれの学校が自校の特色を強く打ち出すようになったことから、両校が「近くて遠い存在」となってしまった。第三者的な視点に立てば、同じ敷地に位置しながら、かつ附属学校という看板を掲げながら、教育方針が違う不思議な関係が続くことになった。これまでに、高橋和子先生を鎌倉小学校長に向かえた際に、小・中連携への呼びかけを強めたことがあった。その時の名残は、現在でも制度として残り、改革の基礎となっている。小・中連携への志向は、平成25年に、筆者と期を一にして着任した木村小学校長に引き継がれ、両校が目指す活動として共通認識となってきている。小・中をつなぐ実質的な活動も活発化し、校長、副校長、校内教頭による経営会議、小・中合同研究会、教科担当者会議などの教職員レベルでの交流が活性化されてきている。具体の授業についても、「音楽」や「英語」などで、小・中合同授業が実施されるようになってきている。両校の教職員の方向性が定まり、実現に向けて確実に歩み始めた感がある。」

さらに、

「「はじめに小中一貫教育ありき」ではなく、現行の学制の見直し、さらには教育の質の向上につながる改革となるかを丁寧に見定めながら、鎌倉地区では連携型の小中一貫教育のモデルを積極的に展開してゆきたいと考えている。当然ながら、9年間を見通したカリキュラムの編成が先行する課題である。附属からの提言は、神奈川県あるいは地域の鎌倉の公立小・中学校の今後の在り方にも資するものと考えている。隣接する鎌倉第二小学校、鎌倉第二中学校の連携をも視野に入れ、連携型あるいは施設一体型の一貫教育の具体的展開例を広く発信してゆきたい。今のところ、無理のない5・4制からのスタートを想定している。」

こうして時代を越えた取り組みが継続されていることは、福田(2015)の言葉を借りれば、「神奈川県あるいは地域の公立小・中学校の今後の在り方にも資するもの」とあるように、常に、時代の先を読み、先行して取り組んだ成果・効果を発信することが、国立大学附属学校の使命であり、その意義が大きいことを改めて確認することができる。

福田(2015)の文章は次の一文で閉じられている。

「(略) 附属鎌倉中学校は、地域の旗艦校、国のモデル校として役割を目指すよりは、「地域に寄与するモデル校」を、今後の目指すべき方向と考えている。」

これらが示唆していることは、過去の取り組みで成しえなかった事を、今日的な新たな観点や方法で解決を導くことにある。

以上のことから、附属鎌倉小学校、附属鎌倉中学校の今後の果たすべき役割と改善方策を次のとおりとする。

【今後の果たすべき役割】

地域に寄与するモデル校として、『持続可能な社会創生に向けた小中一貫教育による附属学校－9年間を見通したカリキュラムの創造と実践－』を目指す。

【改善方法】

ア 持続可能な社会創生に関しては、

附属鎌倉小学校、中学校共にユネスコスクールに認定されていることを踏まえ、これまでの取り組みを継承するとともに、ユネスコが新たに示した方向性（令和3年2月）¹⁷「活動分野や活動手法において多様性を目指す」「引き続き ESD の推進を維持する」といった視点をしっかりと踏まえた取り組みとすること。

イ 小中一貫教育による附属学校に関しては、

先に示した「附属鎌倉中学校の新たな取り組み」（福田 2015）では、「当初、連携型の小中一貫教育のモデルを積極的に展開し、その後、連携型あるいは施設一体型の一貫教育の具体的展開例を広く発信してゆきたい」とあった。その後、平成 28 年 4 月には、9 年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置が可能になるなど状況も変化をしてきている。

こうした状況を踏まえ、附属鎌倉小・中学校を義務教育学校として再編し、「9 年間を見通したカリキュラムの創造と実践」に取り組み、「地域に寄与するモデル校」を目指すこと。

ただし、有識者等からなる「義務教育学校への再編に向けた検討委員会（仮）」等を早急に立ち上げ、実現に向けた具体的な検討に着手すること。

ウ 地域に寄与するモデル校に関しては、

「地域に寄与する」ということに関しては、鎌倉市内の小・中学校、さらには神奈川県、県内市町村との連携をこれまで以上に強固なものとし、それぞれの地域からの信頼を得ることに一層注力すること。

併せて、公立の小・中学校では多様な子供たちが学んでおりインクルーシブな学校づくりへ向けた機運も高まりつつある状況を考慮すると、今後、附属学校に在籍する児童生徒に関しても地域の学校と同質とする方向性について前向きに検討すること。

② 横浜地区

¹⁷ ユネスコスクールの新たな展開に向けて（令和3年2月26日）日本ユネスコ国内委員会 教育小委員会

横浜地区の3校については、附属横浜小学校が横浜市中区山手に、附属横浜中学校と附属特別支援学校が横浜市南区大岡に所在しており、従来から、物理的な距離が連携・協働を円滑に進める上での課題の一つとなっていた。

一方で、横浜地区の3校についても大学・大学院と連携し、今日的な課題について研究等に取り組み、その実績を広く県内外に普及している。

横浜国立大学教育学部のホームページに「地域連携活動¹⁸」というサイトがある。「地域連携活動」の取り組みは、現在横浜国立大学教育学部・教育学研究科としての課題認識の基に取り組んでいるものである。具体的には、神奈川県がある意味特異な状況、3つの巨大な政令指定都市を抱える一方で、限界集落がある市町村を抱え、社会・経済的格差（この格差は本県特有の基地や在日などの国際性を絡めて）の拡がりから、学力と理数離れ、体力と部活動離れ、いじめや不登校、社会性・公共性といった教育的な指標が両極に大きく振れる現象を引き起こしていることへの危機感から、解決するための第一歩として行っているものである。

そこには12の事例が掲載されているが、その中に、横浜地区3校の実践が紹介されている。（鎌倉地区の小中一貫教育についても紹介されている）

附属横浜小学校については、「地域に根ざしたグローバル教育推進の展望」として、今後、横浜国立大学の協定校であるFinlandのOulu大学教育学部の附属小学校との連携協力関係を結ぼうとしていることが紹介されている。

附属横浜中学校については、「ICTを活用した中学校教育の推進」として、平成23年度から総務省「フューチャースクール推進事業」、文部科学省「学びのイノベーション」「ICTを活用した教育の実証事業」「次世代の教育情報化推進事業」等の実施校として、情報活用能力の育成を図っていることが紹介されている。

附属特別支援学校については、「インクルーシブ教育と地域の教員研修への貢献」として、大学資源を活用して多彩な講師陣を確保し、全校種の教員が参加できる年間を通じた研修講座を設定することで神奈川県のインクルーシブ教育の推進を担うとともに、附属特別支援学校の地域の人材育成機能を高めてくことが紹介されている。

一方、横浜国立大学は令和2年4月、ダイバーシティ戦略推進本部¹⁹を設置している。

推進本部の目的は、「共生社会の実現を担う次世代人材の育成」であり、将来のあるべき姿を、「新たな価値とイノベーションの創出となる多様性を歓迎する社会」としている。こ

¹⁸ 横浜国立大学教育学部・教育学研究科による地域連携活動

神奈川だけではなく、急速に全国に広がりつつある日本社会全体の問題について、課題を解決するための第一歩として、現在横浜国立大学教育学部・教育学研究科で取り組んでいる内容の中から12件の活動が紹介されている。

¹⁹ 横浜国立大学では、性別、国籍、年齢、人種、障がいの有無、価値観、キャリア、経験、働き方などに関わらず、構成員の個性および才能が十分に開花するように、構成員のつながりを通して、教育・研究の向上をめざす意識改革と整備を行うため、平成28年度からダイバーシティWGを立ち上げ、ダイバーシティの現状と課題について部局を超えて議論を重ねてきた。

のことは、平成 29 年 3 月に告示された学習指導要領前文に示された「持続可能な社会の創り手」を目指すことと重なるものである。

こうした理念を掲げるダイバーシティ戦略推進本部では、「共生社会の実現を担う次世代育成プロジェクト」を立ち上げている。目的は、

- ・障がい等のある子供で、伸ばせる能力をまだ十分に伸ばせていない子供を支援して社会で活躍する人材に
- ・障がいの有無に関わらず、多様な他者と協働することを歓迎できる人材を育成を掲げ、質の高い、真のインクルーシブ教育を実現するとしている。

冒頭で述べた、横浜地区 3 校の立地の課題を解決し、3 校の有するポテンシャルを生かす一つの方策として、ダイバーシティ戦略推進本部が取り組もうとするプロジェクトの一翼を担うことは、これまでにない附属学校としての挑戦であり、研究力の向上、教育の質の向上等につながる新たな取り組みとして価値あるものと言える。

以上のことから、附属横浜小学校、中学校、特別支援学校の今後の果たすべき役割と改善方策については次のとおりとする。

【今後の果たすべき役割】

地域の旗艦校、国のモデル校²⁰として、「共生社会創生に向けたインクルーシブ教育による附属学校一障がいの有無、外国にルーツのある児童生徒等を包摂する教育の実践」を目指すこと。

【改善方法】

ア 地域の旗艦校、国のモデル校

ダイバーシティ戦略推進本部による「共生社会の実現を担う次世代育成プロジェクト」は、産学官の連携で取り組みが進められる。こうした戦略を活用して研究に取り組み、その成果を地域に還元することで、地域の旗艦校、国のモデル校としての役割を果たすこと。

イ 共生社会創生に向けたインクルーシブ教育について

神奈川県は、昭和 59 年 1 月の神奈川県総合福祉政策委員会の総合政策部会による提言²¹「地域の子どもたちが共に学び共に育つ学校」、つまり今日言われている「インク

²⁰ ここでいう「地域の旗艦校」とは、まさに言葉通り、地域において最も優れた重要な取組を実践する学校という意味である。「国のモデル校」とは、すでに過去においてもフューチャースクールとして国のモデル校の指定を受けていることを踏まえたものである。

²¹ 昭和 59 年 1 月の神奈川県総合福祉政策委員会総合政策部会提言「総合福祉政策の推進のために」を受けて、障害のある子供たちに対する教育の進むべき方向として「共に学び共に育つ教育」を定め、障害のある子供たちに対して必要な教育を適切な場で行う教育の実現を目指してきた

ルーシブな学校」を目指すとし、これまで一貫してその実現に取り組んできている。

ユネスコは、インクルーシブな学校の開発には発想の転換が必要であるとしている。平成 17 年に「インクルージョンのガイドライン、万人の教育へのアクセスの確保」²²を刊行し、その中で、「どのように特別なニーズのある子どもを教育するか、と考えるのではなく、どのように通常の教育を変えるか、という取組が欠けていたと考えている。」とある。このことは、これまでの学校が培ってきた文化や方法論を見直し、新たな視点から取り組むことの必要性を説いている。

ダイバーシティ戦略推進本部による「共生社会の実現を担う次世代育成プロジェクト」では、産学官の連携で取り組みが進められることを最大限に活用することで、これまでの枠組みを超えた議論や実践的な取り組みを行うことで、その成果をベースに地域の学校における枠組みの変更の可能性まで踏み込めるような研究に取り組むこと。

ウ 障がいの有無、外国にルーツのある児童生徒等を包摂する教育の実践について

横浜地区の小・中・特別支援学校の 3 校種による取り組みであるが、附属横浜中学校は、従来から県立光陵高等学校との連携型中高一貫教育の推進に取り組んでいる経緯がある。県立高等学校ではすでにインクルーシブ教育実践推進校²³として知的障害の生徒を受け入れる取り組みも進んでいる。併せて、外国にルーツのある児童生徒への支援についての取り組みの蓄積もある。こうしたことも参考としつつ、小・中・高・特別支援学校の 4 校種の連携による取り組みとなることで、児童生徒にとって発達段階を通じた学びの場の充実に繋がる実践に取り組むこと。

エ 附属学校の使命・役割として、「1 実験的・先導的な学校教育」、「2 教育実習の実施」、「3 大学・学部における教育に関する研究」の 3 点から整理されていることはすでに冒頭で触れている。この使命・役割を果たしながら、今回、新たに横浜地区が担う取り組みを進めるにあたっては、一クラスの児童生徒数の設定を少人数とすることが必須である。すでに、5-③学級数・学級定員に関する事項で、学級の定員については 20 人程度とすることが望ましいとしているが、具体的な計画を立てる段階で慎重な議論を重ねた上で人数を定め、同時に適切な教育活動を行う上で必要な学級規模についても決定すること。

²² 平成 17 年にユネスコが『インクルージョンのガイドライン：万人の教育へのアクセスの確保 (Guidelines for Inclusion: Ensuring Access to Education for All)』を公表して以来、世界各地の教育分野で広がってきている

²³ 「インクルーシブ教育実践推進校」とは、誰もが大切にされ、いきいきと暮らせる「共生社会」をめざして、知的障がいのある生徒が高校で学ぶ機会をひろげながら、みんなで一緒に過ごすなかで、お互いのことをわかりあって成長していくことを目標にしている高校です。インクルーシブ教育実践推進校は、これまで茅ヶ崎高等学校、足柄高等学校、厚木西高等学校の 3 校でしたが、県立高校改革実施計画 2 期において新たに 11 校が指定され、令和 2 年度からは 14 校になりました。

○諮問文

横国大教総第 18 号
令和 4 年 6 月 17 日

横浜国立大学教育学部
附属学校の在り方検討委員会 殿

横浜国立大学長
梅原 出



本学教育学部附属学校の教育の在り方及び今後の本学教育学部附属学校が果たすべき役割と改善方策について貴委員会に諮問します。

記

1 諮問事項

本学教育学部附属学校の教育の在り方及び今後の本学教育学部附属学校が果たすべき役割と改善方策について

2 諮問理由

国立大学附属学校を取り巻く環境はこれまで以上に厳しさが増しており、今後の社会の急激な変化や複雑化に対応できる教育の実現など、附属学校に対する期待と改革がこれまで以上に求められている。このような現状を踏まえて、教育学部附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方や、今後の本学教育学部附属学校が果たすべき役割と改善方策について諮問を行うものです。

3 答申期限

令和 5 年 3 月 31 日まで

○委員会設置要項

横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会の設置 及び運営に関する要項

令和4年6月1日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 横浜国立大学長（以下「学長」という。）の諮問に応じ、横浜国立大学教育学部附属学校（以下「本学附属学校」という。）の現状と課題を踏まえ、本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方及び今後の本学附属学校が果たすべき役割と改善方策について検討するため、横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、本学附属学校の役割等について協議し、その結果を取りまとめ、学長に答申する。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、令和5年3月31日までとする。

(構成員)

第5条 委員会は、教員養成課程及び附属学校に関する理解と見識を有する者並びに神奈川県内の学校及び行政機関関係者から選出した者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、構成員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が構成員のうちから指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理し、委員長が欠けた時はその職務を行う。

(委員会)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、年度内に6回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

(意見聴取)

第8条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、教育学系事務部において処理する。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める

附 則

1 この要項は、令和4年6月1日から施行する。

2 最初の委員会は、第7条の規定にかかわらず、学長が招集する。

3 この要項は、第4条の設置期間が終了する令和4年度末をもって廃止する。

○横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会開催経過

- | | | |
|-----|------|--|
| 第1回 | 日 時 | 令和4年6月17日（金） 18時00分～ |
| | 場 所 | 横浜国立大学教育学系事務棟3階大会議室（第1会議室） |
| | 主な内容 | ・委員会の目的等について
・諮問内容について
・委員会における検討のコンセプトについて
・教育学部及び附属学校の現状と課題について |
| 第2回 | 日 時 | 令和4年8月29日（月） 13時00分～ |
| | 場 所 | 附属横浜小学校、附属特別支援学校、附属横浜中学校 |
| | 主な内容 | ・現地視察（横浜地区）
・文部科学省行政説明
・本学附属学校の現状について
・ステークホルダーからの意見聴取について |
| 第3回 | 日 時 | 令和4年9月29日（木） 14時00分～ |
| | 場 所 | 附属鎌倉小学校、附属鎌倉中学校 |
| | 主な内容 | ・現地視察（鎌倉地区）
・検討にあたっての基本的な考え方に関する提案について |
| 第4回 | 日 時 | 令和4年11月1日（火） 18時30分～ |
| | 場 所 | 横浜国立大学教育学系事務棟3階大会議室（第1会議室） |
| | 主な内容 | ・答申へ向けての協議について |
| 第5回 | 日 時 | 令和5年1月25日（水） 18時30分～ |
| | 場 所 | 横浜国立大学教育学系事務棟3階大会議室（第1会議室） |
| | 主な内容 | ・答申に向けて |
| 第6回 | 日 時 | 令和5年2月27日（月） 18時30分～ |
| | 場 所 | 横浜国立大学教育学系事務棟3階大会議室（第1会議室） |
| | 主な内容 | ・答申に向けて |
| 第7回 | 日 時 | 令和5年3月22日（水） 18時30分～ |
| | 場 所 | 横浜国立大学教育学系事務棟3階大会議室（第1会議室） |
| | 主な内容 | ・答申に向けて |

○横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会名簿

(五十音順)

氏名	職名等	備考
大塩 啓介	横浜市立小学校長会会長 横浜市立獅子ヶ谷小学校長	神奈川県内小学校長会
奥脇 裕子	神奈川県公立中学校長会会長 厚木市立南毛利中学校長	神奈川県内中学校長会
笠原 陽子	玉川大学教師教育リサーチセンター客員教授 神奈川県教育委員会委員	委員長 教員養成に関する学識経験者
川合 良宏	鎌倉市教育委員会教育指導課学校運営指導員 前鎌倉市校長会会長	鎌倉市教育委員会
久保寺 浩	横浜市教育委員会事務局教職員人事部教職員 人事課担当課長	横浜市教育委員会
中戸川 伸一	神奈川県立平塚ろう学校長	神奈川県内特別支援学校長会
古島 そのえ	神奈川県教育委員会教育局支援部長	神奈川県教育委員会
前原 健二	東京学芸大学先端教育人材育成推進機構教授 東京学芸大学附属世田谷中学校長	副委員長 附属学校に関する学識経験者